

第72回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

<場所>

東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ
モーツァルトホール

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （提供書面）	6
事業報告	20
連結計算書類	50
計算書類	52
連結計算書類に係る会計監査報告	54
計算書類に係る会計監査報告	56
監査役会の監査報告	58

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布は行っていません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード7867
2023年6月1日

株 主 各 位




東京都葛飾区立石七丁目9番10号
株式会社 タカラトミー
代表取締役社長 小 島 一 洋

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<p>【当社ウェブサイト】 https://www.takaratomy.co.jp/ （上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）</p>	
<p>【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカラトミー」または「コード」に「7867」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）</p>	
<p>【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/7867/teiji/</p>	

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時						
2	場 所	東京都葛飾区立石六丁目33番1号 かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください)						
3	目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>1. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件
報告事項	1. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件							
	2. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件							
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件							

以 上

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット等の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

■本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、当該書面は、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 新株予約権等に関する事項
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役（監査役会）が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【株主の皆様へ】

1. 株主総会当日のご来場、ご来場時のマスク着用は健康状態を鑑み、株主様ご自身でご判断ください。
2. 議決権行使は、ご来場いただくなくとも書面（郵送）またはインターネット等による事前の行使が可能ですので、ご活用ください。
3. 本株主総会の様子を後日動画ご視聴専用サイトで配信させていただく予定です。詳細は、別紙をご覧ください。
4. 本総会会場で使用する電力は風力発電によるグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行っております。
5. やむを得ない会場の変更、開催時刻の変更やその他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(下記URL)に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、必ず下記URLをご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.takaratomy.co.jp>)

6. 当日ご出席される際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
7. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
8. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
9. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はございませんのでご了承願います。
10. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承の程お願い申し上げます。
また、株主の皆様におかれましても、ご来場時は、軽装にてお願い申し上げます。
11. 当社スタッフはマスク着用のうえ、ご対応させていただきます。

議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。
株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

A

当日ご出席の場合



本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権行使の場合

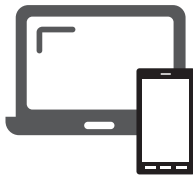


本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

■書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

C

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（5頁）をご参照のうえ、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に到着した場合はインターネット等を有効とします。また、パソコンやスマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネット等の行使期限
2023年6月22日(木) 午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)

ぜひQ&Aもご確認ください。▶



機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績及び配当性向などを勘案したうえ配当金額を決定していく方針とし、当期の期末配当は1株につき15円とさせていただきます。

なお、すでに中間配当として1株につき17.5円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき32.5円となります。

-
- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ② 配当財産の割当てに関する
事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金15円
配当総額1,381,037,820円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年6月26日 |
-

第2号議案 取締役9名選任の件

当社の取締役9名全員は、2022年6月22日開催の当社定時株主総会において選任いただき、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	とみ やま かん たろう 富 山 幹太郎	代表取締役会長 CEO	再任		
2	こ じま かず ひろ 小 島 一 洋	代表取締役社長 COO	再任		
3	とみ やま あき お 富 山 彰 夫	取締役副社長	再任		
4	う さ み ひろ ゆき 宇佐美 博 之	取締役（非常勤）	再任		
5	み むら こ 三 村 まり子	社外取締役	再任	社外	独立
6	さ とう ふみ とし 佐 藤 文 俊	社外取締役	再任	社外	独立
7	との むら しん いち 殿 村 真 一	社外取締役	再任	社外	独立
8	い よく み わ こ 伊 能 美和子	社外取締役	再任	社外	独立
9	やす え れい こ 安 江 令 子	社外取締役	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

とみやま かんたろう
富山 幹太郎

再任

■略歴、当社における地位、担当

1982年 7月 当社入社
1983年 5月 当社取締役
1985年 5月 当社取締役副社長
1986年12月 当社代表取締役社長
2000年 6月 当社代表取締役社長 C E O
2015年 6月 当社代表取締役会長
2017年 6月 当社代表取締役会長 C E O (現任)

生年月日

1954年 1月22日生

所有する当社の株式の数

2,683,742株

取締役在任年数

40年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

長年にわたる代表取締役としての豊富な経験と、玩具業界に関する深い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

こじま かずひろ
小島 一洋

再任

■略歴、当社における地位、担当

1983年4月 三菱商事株式会社入社
2008年4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員
2009年6月 当社社外取締役
2012年4月 当社取締役常務執行役員連結戦略局副局长
2012年6月 当社常務取締役連結戦略局副局长
2013年4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長
2013年6月 当社取締役常務執行役員 C F O、連結管理本部長、内部統制・監査部担当
2014年10月 当社取締役常務執行役員 C F O、連結管理本部長
2017年4月 当社取締役専務執行役員 C F O、連結管理本部長
2017年6月 当社代表取締役副社長 C O O、C F O
2018年1月 当社代表取締役社長 C O O（現任）

生年月日

1961年1月4日生

所有する当社の株式の数

132,145株

取締役在任年数

11年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17/17回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人事戦略を推進してまいりました。引き続きその高い専門性と経験を基に、当社グループの経営全般を牽引することができると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

とみやま あきお
富山 彰夫

再任

■略歴、当社における地位、担当

2010年11月 当社入社
2015年11月 当社欧米戦略室
2017年1月 TOMY International, Inc.駐在
2018年4月 TOMY International, Inc.入社、CSO
2018年7月 当社企画開発本部グローバルR&D室長兼任
2020年1月 当社常務執行役員
2020年4月 当社常務執行役員事業統括本部長
2020年6月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長
2022年4月 当社常務取締役事業統括本部長
2023年4月 当社取締役副社長（現任）

生年月日

1984年8月17日生

所有する当社の株式の数

829,100株

取締役在任年数

3年（本総会最終時）

取締役会への出席状況

17/17回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

当社海外子会社における最高戦略責任者（CSO）、当社経営者としての経験に基づき、グローバルな視点で企業戦略を実践し企業価値向上を推進してまいりました。引き続きその豊富な経験と知識、実践力は、当社グループの企業価値を向上できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

再任

4

う さ み ひろゆき
宇佐美 博之

■略歴、当社における地位、担当

1986年 4月 当社入社
2003年 3月 株式会社ユーメイト（現株式会社タカラトミーアーツ）転籍
2003年 6月 同社取締役
2009年 1月 株式会社タカラトミーアーツ転籍（合併）
2010年 6月 同社取締役 ガチャ・キャンディ事業本部副本部長
2012年 6月 同社常務取締役 ガチャ・キャンディ事業本部長
2013年 6月 同社専務取締役
2014年 6月 同社代表取締役社長（現任）
2022年 6月 当社非常勤取締役（現任）

生年月日

1963年9月27日生

所有する当社の株式の数

15,485株

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12/12回（100%）

■重要な兼職の状況

株式会社タカラトミーアーツ代表取締役社長

【取締役候補者とする理由】

当社子会社における代表取締役社長としての豊富な経験と、アミューズメント・雑貨業界に深い見識を備えております。その豊富な経験と見識を経営に生かすことができると判断し選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みむら
三村 まり子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

- 1992年 4月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
- 1993年 9月 高石法律事務所入所
- 1995年 4月 西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
- 2005年 1月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社
- 2006年 6月 同社執行役員
- 2010年 1月 ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役
- 2015年 7月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2018年 8月 西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル（現任）
- 2020年 6月 TANAKAホールディングス株式会社社外取締役（現任）
- 2022年 3月 株式会社MICIN社外監査役（現任）
- 2023年 3月 サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役（現任）

生年月日

1957年3月22日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17/17回（100%）

■重要な兼職の状況

- 西村あさひ法律事務所オブカウンセル
- TANAKAホールディングス株式会社社外取締役
- 株式会社MICIN社外監査役
- サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

三村まり子氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして特にコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、及び、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

さとう ふみとし
佐藤 文俊

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 日本銀行入行
1998年 4月 同行青森支店長
2001年 5月 同行福岡支店長
2004年 4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員
2005年 6月 同社常務取締役
2017年 3月 同社顧問
2018年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
同 上 アズビル株式会社社外監査役
2022年 6月 同社社外取締役（現任）

生年月日

1954年2月16日生

所有する当社の株式の数

8,901株

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/17回（94.1%）

■重要な兼職の状況

アズビル株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして特にリスクマネジメントや財務・管理部門全般の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、及び、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

7

とのむら しんいち
殿村 真一

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年4月	新日本製鉄株式会社入社
1999年6月	ジェームスマーチン&カンパニー・ジャパン入社
2001年7月	同社代表取締役社長
2011年6月	縄文アソシエイツ株式会社社外取締役（現任）
2012年7月	キャップジェミニ入社、アジア金融サービス部門代表
2013年2月	キャップジェミニ株式会社設立、代表取締役社長
2020年6月	大日コーポレーション株式会社社外取締役（現任）
同上	当社社外取締役（現任）
2021年4月	キャップジェミニ株式会社代表取締役会長（現任）

生年月日

1963年4月29日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17/17回（100%）

■重要な兼職の状況

キャップジェミニ・アジアパシフィック副代表兼キャップジェミニ株式会社代表取締役会長
縄文アソシエイツ株式会社社外取締役
大日コーポレーション株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

殿村真一氏は、メーカーにおける経営企画・新規事業企画、欧州最大の経営・ITコンサルティング会社におけるクロスボーダーの顧客サービスと組織運営を通じて、グローバル企業経営とデジタルトランスフォーメーションに関する豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、及び、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

8

いよ く みわ こ
伊能 美和子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 日本電信電話株式会社入社
1999年 7月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社
(分社化)
2004年 4月 日本電信電話株式会社 (NTT持株会社) 転籍
2010年 6月 ピーディーシー株式会社取締役兼任
2012年 7月 株式会社NTTドコモ転籍
2015年 8月 株式会社ドコモgacco代表取締役社長
2017年 7月 タワーレコード株式会社代表取締役副社長
2020年 1月 東京電力ベンチャーズ株式会社入社
同 上 TEPCOライフサービス株式会社取締役兼任
2020年 6月 株式会社ヤmanoホールディングス社外取締役
(現任)
同 上 当社社外取締役 (現任)
2020年12月 株式会社学研ホールディングス社外取締役
(現任)
2022年 3月 株式会社ギフティ社外取締役 (現任)

生年月日

1964年10月11日生

所有する当社の株式の数

276株

取締役在任年数

3年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

■重要な兼職の状況

株式会社ヤmanoホールディングス社外取締役
株式会社学研ホールディングス社外取締役
株式会社ギフティ社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

伊能美和子氏は、事業会社において企業内起業家として連続して新規事業を立ち上げ、グループ会社の企業経営者としての手腕を有しております。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、及び、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

9

やす え れい こ
安江 令子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1991年4月	株式会社松下電器情報システム名古屋研究所（現パナソニック アドバンステクノロジー）入社
1999年12月	モトローラ株式会社入社
2004年6月	Seven Networks, Inc.入社
2005年9月	Qualcomm, Inc.入社
2009年7月	富士ソフト株式会社入社
2015年4月	同社常務執行役員
2018年1月	サイバネットシステム株式会社入社、副社長執行役員
2019年3月	同社代表取締役 社長執行役員（現任）
2020年6月	当社社外取締役（現任）
2021年3月	ライオン株式会社社外取締役（現任）

生年月日

1968年1月26日生

所有する当社の株式の数

267株

取締役在任年数

3年（本総会最終結時）

取締役会への出席状況

16/17回（94.1%）

■重要な兼職の状況

サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長執行役員
ライオン株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

安江令子氏は、ICT分野にて技術からビジネス開拓における幅広い知見をもち、国際ビジネスの経験も豊富であり、ITシステム会社の企業経営者としての手腕を有しています。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、及び、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終結の時をもって3年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、宇佐美博之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・非常勤取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
3. 三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は社外取締役候補者であります。
4. 三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。三村まり子氏は西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役社長執行役員であります。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
5. 社外取締役候補者の責任限定契約等について
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らが再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、43頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。
7. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2023年3月31日現在のものであります。また、タカラトミー役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(参考)

■本総会終了後の取締役のスキルマトリクス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役が有する主な専門性・経験は次のとおりです。

	性別	社外	専門性と経験									
			経営・事業戦略	玩具・エンターテインメント事業	イノベーション新規事業	グローバルビジネス	IPブランドビジネス	DX	財務・会計	法務・コンプライアンス・企業倫理	人事・労務・人材開発	ESG・サステナビリティ
富山 幹太郎	M		●	●	●	●	●			●	●	●
小島 一洋	M		●	●	●	●			●	●		●
富山 彰夫	M		●	●	●	●	●					●
宇佐美 博之	M		●	●	●	●	●					
三村 まり子	F	○	●			●				●		●
佐藤 文俊	M	○	●						●		●	●
殿村 真一	M	○	●		●	●		●				
伊能 美和子	F	○	●	●	●			●				
安江 令子	F	○	●		●	●		●				

※社外取締役については、保有するスキル等のうち、豊富な経験と高い知識を生かし特に期待される項目4つまでつけています。各社外取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

※IP (Intellectual Property) : 知的財産権は、エンターテインメント業界において主にキャラクター、タイトルを表すことに使われます。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役(非業務執行取締役除く)3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額72百万円を支給することといたしたく存じます。

なお、当社は、取締役会において35頁から38頁記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果 (2023年3月期におけるハイライト)

当社グループは、企業理念である「すべての「夢」の実現」に向けて、玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）への変革に取り組みました。また、2022年3月期から2024年3月期の3か年における中期経営計画において当期は、その2年目の重要な年と位置付けて経営活動に取り組んでまいりました。

(新型コロナウイルス感染症の影響などについて)

新型コロナウイルス感染症に対する行動制限や水際対策など諸規制が緩和され、社会経済活動の正常化へ向けた動きが進み、玩具市場においても店頭への人流に回復傾向が見られました。

また、当社を取り巻く経営環境として、ウクライナ情勢の急激な悪化に端を発した、世界的な原材料価格の高騰やインフレーション、そして為替の急激な変動など、不透明感が高い状況が続きました。

(連結業績について)

中期経営計画の「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略をはじめとした6つの全社戦略に精力的に取り組みました。

・売上高

定番商品においては、子どもだけでなく大人に向けても魅力ある商品の企画開発と販売強化に引き続き努め、「トミカ」では「変形出動！ビッグファイヤー&コマンドステーション」など子ども向けの大型商品を発売するとともに、大人向けではリアリティを追求した「トミカプレミアム」シリーズなどにおいて新商品展開を積極的に進めました。

また、今期発売20周年を迎えたトレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は、9月にテレビアニメを一新し、関連商品を発売するなどマーケティングを強化いたしました。「トランスフォーマー」においては、海外向け輸出が伸びました。

さらに、発売以降高い人気の新触感液晶玩具「ぶにるんず」は、10月から玩具発オリジナルテレビアニメとして放送開始するとともに、関連商品も高い人気を集めました。

また、メタバース（仮想空間）において玩具で遊ぶ「メタバース 黒ひげ危機一発」の展開を開始し、デジタル空間での新たなアソビ体験を提供いたしました。

タカラトミーアーツが展開するアミューズメントマシン「ポケモンメザスタ」は、引き続き好評を博すとともに、同社のガチャ事業では、カプセル玩具市場の人気の高まっている中、ヒットコンテンツを使った大人向け商品の拡大等により売上が伸びました。

以上により、売上高については、玩具出荷が堅調に推移し、タカラトミーアーツが展開するアミューズメントマシン及びガチャの人气が継続したことに加え、小売事業キデイランドでは、新型コロナウイルス感染症に対する諸規制の緩和に伴い訪日外国人観光客を含めた人流の回復やキャラクター玩具の販売が伸びたこと等から、売上高は

187,297百万円（前期比13.2%増）となりました。

・利益面

円安影響等により売上総利益率が低下したものの、売上高の増加による売上総利益の伸び並びに販売費及び一般管理費の効率的な運用を図るなど、営業利益は13,119百万円（前期比6.3%増）となりました。

経常利益については、主に為替差損による営業外費用の計上により12,043百万円（前期比4.9%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については8,314百万円（前期比8.8%減）と減少しましたが、これは前期第1四半期において固定資産の事務所用不動産を譲渡し、その譲渡益として特別利益を計上したことが要因となります。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	165,448	187,297	21,849	13.2
日本	130,289	148,214	17,925	13.8
アメリカズ	27,093	29,533	2,440	9.0
欧州	7,206	6,683	△523	△7.3
オセアニア	2,358	2,741	382	16.2
アジア	46,974	55,465	8,490	18.1
消去または全社	△48,474	△55,340	△6,865	-
営業利益または営業損失(△)	12,344	13,119	775	6.3
日本	14,039	16,484	2,444	17.4
アメリカズ	415	△725	△1,141	-
欧州	47	△797	△845	-
オセアニア	173	81	△92	△53.2
アジア	1,297	1,895	598	46.1
消去または全社	△3,630	△3,819	△189	-

<日本>

新型コロナウイルス感染症に対する行動制限や水際対策など諸規制が緩和され、社会経済活動の正常化へ向けた動きが進み、玩具市場においても店頭への人流に回復傾向が見られました。また、中期経営計画における顧客ターゲットの拡大については、定番商品を中心として積極的に取り組むとともに、デジタル関連をはじめとする新たな事業創造にも注力いたしました。

定番商品においては、子どもだけでなく大人に向けても魅力ある商品の企画開発と販売強化に引き続き努め、「トミカ」では「変形出動!ビッグファイヤー&コマンドステーション」など子ども向けの大型商品を発売するとともに、大人向けではリアリティを追求した「トミカプレミアム」シリーズの新商品展開を積極的に進めました。さらに、11月に販売を開始した「スタジオジブリ」作品とのコラボレーションである「ドリームトミカ ジブリがいっぱい」シリーズでは、2023年3月に第2弾を発売するなど商品ラインの充実を図りました。

また、動かして遊べる動物フィギュア「アニア」が発売10周年を迎えるにあたり、新たな定番商品として拡販するとともに、2023年4月からテレビアニメ放送の開始を発表するなどブランドの強化に取り組みました。

今期発売20周年を迎えたトレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は、9月にテレビアニメを6年ぶりに一新し、関連商品を発売するなどマーケティングを強化いたしました。「トランスフォーマー」においては、海外向け輸出が増加いたしました。「ポケットモンスター」では、「モンコレ」をはじめとした関連商品が引き続き人気を博すとともに、ポケモンと遊びながら学べるキッズパソコン「ポケモン ピカッとアカデミー マウスでゲットパソコン プラス」が人気を博しました。放送4年目となったテレビアニメ『パウ・パトロール』は、地上波での新シリーズ放送などにより人気さらに拡大し、「パウ・パトロール にほんご・えいご・クイズも！ おしゃべりパウフェクトずかん」など関連商品の販売が好調に推移いたしました。

また、テレビ・WEBでのIP展開として、4月からテレビアニメ『キャップ革命 ボトルマンDX』の放送を開始するとともに、『トミカヒーローズ ジョブレイバー 特装合体ロボ』はWEBアニメの配信を開始いたしました。さらに、デジタルとリアル遊びが融合した商品特徴と、豊富なキャラクターの魅力から高い人気の新触感液晶玩具「ぶにるんず」は、10月から玩具発オリジナルテレビアニメとして放送開始するとともに、関連商品も人気を集めました。また、「トミカ」「プラレール」「アニア」から生まれたキャラクター『ゴー！ゴー！びーくるずー』はタカラトミー公式 YouTube チャンネルに加えて2023年4月からテレビ放送の開始を発表するなど、当社が保有するIPの積極展開に取り組みしました。

「アソビ」をキーとした新たな取り組みとしては、AI音声合成技術により、実在の人物の声とそっくりな合成音声で読み聞かせをするスピーカー「coemo（コエモ）」を発売するなど、新技術を活用したオリジナリティの高い商品やサービスを展開いたしました。また、メタバース（仮想空間）において玩具で遊ぶ「メタバース 黒ひげ危機一発」の展開を開始し、デジタル空間での新たなアソビ体験を提供いたしました。

タカラトミーアーツが展開するアミューズメントマシンでは、「ポケモンメザスタ」が引き続き好調に推移いたしました。また、同社のガチャ事業においても、カプセル玩具の人気が高まっている市場環境の中、大型ガチャ売場の設置拡大とヒットコンテンツを使った大人向け商品の拡大等により売上が伸長するとともに、ぬいぐるみなどの販売も好評を博しました。

以上の結果、売上高は玩具出荷が堅調に推移し、タカラトミーアーツが展開するガチャ及びアミューズメントマシンの人気が続いたことに加え、小売事業キデイランドにおいては、新型コロナウイルス感染症に対する諸規制の緩和に伴い訪日外国人観光客を含めた人流の回復やキャラクター玩具販売が伸長したこと等

から148,214百万円（前期比13.8%増）、営業利益は16,484百万円（同17.4%増）となりました。

<アメリカズ>

新型コロナウイルス感染対策の諸規制が緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みましたが、インフレーションの加速に伴い、生活必需品に消費の重点が置かれるなど購買行動に変化が見られました。

そのような影響から、一部の大手玩具流通では特にベビー用品の在庫過多が生じる等により、追加受注に苦戦を強いられました。一方、「Ag Replicas」や「Ag Basic Toys」などの農耕車両玩具は販売が好調に推移するとともに、日本においてタカラトミーアーツが展開するぬいぐるみシリーズ「もっちゃんもっちゃん」、海外商品名：Club Mocchi- Mocchi-」が伸長し、国内人気商品のグローバル展開が奏功いたしました。売上高は為替の影響もあり29,533百万円（前期比9.0%増）となったものの、物流費高騰及び年末プロモーションの強化など販売費及び一般管理費の増加から営業損失は725百万円（前期営業利益415百万円）となりました。

<欧州>

欧州各国においては、新型コロナウイルス感染対策の諸規制が緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みましたが、インフレーションの加速に伴い、購買行動に変化が見られました。

そのような中、「Ag Replicas」などの農耕車両玩具が堅調に推移するとともに、ぬいぐるみ「Club Mocchi- Mocchi-」の販売が伸長したものの、乳幼児向け商品やボードゲーム等の販売が減少したこともあり、売上高は6,683百万円（前期比7.3%減）、物流費高騰による原価率の悪化等から営業損失は797百万円（前期営業利益47百万円）となりました。

<オセアニア>

オーストラリアでは、新型コロナウイルス感染対策の諸規制が緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みましたが、インフレーションの加速に伴い、購買行動に変化が見られました。

そのような中、農耕車両玩具の乗用タイプや、ぬいぐるみ「Club Mocchi- Mocchi-」が伸長するとともに、インファント・プリスクール商品の「Lamaze & Friends」など乳幼児向け商品の販売が堅調に推移し、売上高は2,741百万円（前期比16.2%増）、営業利益は81百万円（同53.2%減）となりました。

<アジア>

国や地域によっては新型コロナウイルス感染対策の諸規制が行われました。また、中国の一部の都市で実施されていたロックダウンなどの行動制限は緩和されたものの、新型コロナウイルスの感染再拡大が見られたなど、購買行動にも一時影響をもたらしました。そのような中、日本における定番商品「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」そして「アニア」などの展開に取り組んでおり、特に「トミカ」単品や「ダイアクロン」などが好調に推移いたしました。また、日本発の新触感液晶玩具「ぶにるんず」が人気を集めたほか、タカラトミーアーツのアミューズメントマシンが好調に推移しデジタル関連事業のグローバル拡大等により、売上高は55,465百万円（前期比18.1%増）、営業利益は1,895百万円（同46.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は51億円であります。

その主なものは、金型の取得に35億円、アミューズメント機器の取得に5億円投資しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 2020年3月期	第 70 期 2021年3月期	第 71 期 2022年3月期	第 72 期 2023年3月期
売 上 高(百万円)	164,837	141,218	165,448	187,297
経 常 利 益(百万円)	10,204	7,170	12,666	12,043
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,507	5,374	9,114	8,314
1株当たり当期純利益	47円30銭	57円07銭	98円23銭	90円66銭
総 資 産(百万円)	129,253	147,614	156,090	159,519
純 資 産(百万円)	67,410	69,928	79,174	87,167

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイランド	100百万円	100.0	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY International, Inc.	—	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

2024年3月期においては、2022年3月期よりスタートした中期経営計画の最終年度として、経済活動や消費者の行動変化へ柔軟に対応を行い、次の方針に基づいて、中期経営計画の各施策達成に向かって取り組んでまいります。

- ・消費者行動の変容に対応
- ・外部環境の変化に対応する事業構造の変革（社会情勢・円安傾向・原材料高騰への対応）
- ・タカラトミーの強み（商品力、ブランド力、顧客ベース）を活かしたビジネス展開
- ・経営環境に応じたコストコントロールと流動性資金の確保

当社グループは、企業理念である「すべての「夢」の実現」に向けて、「アソビ」の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）への変革を図ってまいります。

<中期経営計画の達成に向けて>

タカラトミーグループは「おもちゃ」が本来持っている「ワクワク・驚き・感動・笑顔」を消費者に更に提供すべく、事業の軸の基点を「おもちゃ発」から「アソビ発」として変革を図っております。中期経営計画では、「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」をビジョンとして掲げ、ターゲット年齢層、市場地域を広げるとともに、事業領域の拡大を図っています。

また、中期方針を「グローバルで強みを活かしたSustainable Growth（持続的成長）実現に向けた基盤整備を行うこと」と掲げました。これらを推し進めるために、現在6つの全社戦略に取り組んでいます。

① 「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略
アジア市場での「トミカ」拡大に取り組むとともに、大人（Kidults層）に向けた「トミカプレミアム」の多様な商品展開を進めました。さらに、「ダイアクロン」の国内及びアジアでの拡大を進め、また店頭への人流が戻りつつある中、小売事業キデイランドにおいては、人気キャラクターを中心として顧客層の拡大に成果をあげることができました。今後も、タカラトミーの持つ多様なブランド及びIPパートナーの有用なブランドを活用した商品を、その強みをより発揮できる場所（適所）に展開してまいります。

② 日本を基点としたヒット商品の創出
新触感液晶玩具「ぶにるんず」の国内ヒットの2年目に、新たにオリジナルIPとしてテレビアニメ放送をスタートし、海外展開への着手をはじめ大きな成果をあげました。また、プリスクーラー向けIP『パウ・パトロール』の拡大で市場を牽引しました。「トミカ」においては、新コンテンツとして『トミカヒーローズ ジョブレイバー 特装合体ロボ』を立ち上げるとともに、WEBアニメ配信の新しい試みも実施し、人気を博すことができました。引き続き、各カテゴリーでNo.1になる商品を提案し、IP・海外メーカーパートナーとの取り組みを強化してまいります。

③ IP投資の継続でグローバル成長に備える
前述の『ぶにるんず』や『トミカヒーローズ ジョブレイバー 特装合体ロボ』の映像コンテンツを立ち上げるなど、新たな売上を創出しました。次期に向けても、発売10年目を迎える動かして遊べる動物フィギュア「アニア」初のアニメ化『冒険大陸 アニアキングダム』や『ゴー！ゴー！びーくるずー』など商品発キャラクターのテレビアニメ放送も開始するなど、新たな成長に向けてIP投資を継続し、グローバル展開を推進してまいります。

④ アソビをキーとした新規事業の立ち上げ
アミューズメントマシン「ポケモンメザスタ」「ワッチャプリマジ！スタジオ」が好調に推移し市場を牽引しました。また、新たにクラスタ株式会社とコラボレーションした「メタバース 黒ひげ危機一発」をオープンしました。今後も、新たな成長に向けた事業の創造を継続し、新規市場を構築してまいります。

⑤ バリューチェーンへのDX活用による新しい価値創造

D2C事業「タカラトミーモール」において、顧客IDクラスタリングにより、適切な情報を適切なタイミングで顧客に提供するなど、引き続きDXを活用したビジネス拡大を図ってまいります。

⑥ サステナビリティ・CSRの取り組み

タカラトミーグループのサステナビリティビジョン「世界中の子どもたちと友だちになる」の実現のために、8つのサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に沿った目標・KPIを定め、取り組みを推進しております。特に横断的な取り組みが必要なテーマでは、代表取締役社長の直轄組織サステナビリティ推進室が統括するテーマ別タスクフォースを設置し、担当執行役員とグループ横断の多様なメンバーによって、取り組みの実行・推進・新たな提案を進めています。

なお、2024年3月期においては以下のとおり事業展開を行ってまいります。

4月より、2023年に発売10周年を迎える「アニア」ではテレビアニメ『冒険大陸 アニアキングダム』をスタートいたします。また、「トミカ」「プラレール」「アニア」から生まれた個性豊かなキャラクターが織りなすアニメ『ゴー！ゴー！びーくるずー』のテレビ放送を開始するなど、関連商品と合わせた映像コンテンツ展開を進めてまいります。

また夏には、現代版ベーゴマ「ベイブレード」の第4世代となる「BEYBLADE X（ベイブレードエックス）」を市場投入する他、新作の映画公開となる「トランスフォーマー」においては関連商品の拡販に取り組んでまいります。

定番商品の「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」やトレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」のように、当社のビジネス基盤となる商品を引き続き強化するとともに遊び心をもった大人（Kidults層）など年齢層の拡大を図り、その他カテゴリーにおいても商品の企画開発・マーケティングに注力いたします。

事業領域拡大を図るための取り組みとしては、カードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S（デュエル・マスターズ プレイス）」については定期的にバージョンの更新を行い、ゲーム性を高めるとともに、「ポケモンメザスタ」「ワッチャプリマジ！スタジオ」などのアミューズメントマシンをはじめとするデジタル関連事業等についても引き続き強化を図

ってまいります。

アジア市場では、定番である「トミカ」「プラレール」の販売拡大を図るとともにキャラクター商品やアミューズメントマシンなどの展開を進めてまいります。

欧米豪についてはTOMY Internationalグループにおいて、コアブランドである「ベビー用品」「農耕車両玩具」を更に強化するとともに、2020年10月にTOMY International, Inc.の子会社となった米国の独立系玩具会社ファット・ブレイン・グループの強みである消費者直販プラットフォームの強化とビジネスシナジー拡大に取り組み、また、タカラトミーアーツが展開するぬいぐるみシリーズ「もっちゃんもっちゃん、海外商品名：Club Mocchi- Mocchi-」などグループ会社との連携も一層強化してまいります。

なお、当社を取り巻く経営環境としては、新型コロナウイルス感染症対策の規制が緩和されるとともに社会経済活動の本格化が加速する一方で、資源価格の上昇や為替の変動、地政学リスクの上昇など、注視が必要な状況が続くと思われまます。このような不透明な状況においても当社グループは、中期経営計画の達成に向けて「アソビ」を軸とした商品展開、事業領域の拡大に努めてまいります。

(11) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

当社	所在地
本社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区
子会社	所在地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡壬生町
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都葛飾区
株式会社キデイランド	東京都千代田区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオロン地区

(13) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

地域セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
日本	1,083名	(1,150名)	12名減	(5名減)
アメリカズ	212名	(182名)	1名増	(26名減)
欧州	71名	(7名)	3名増	(0名)
オセアニア	13名	(16名)	1名増	(0名)
アジア	1,004名	(21名)	60名増	(3名増)
報告セグメント計	2,383名	(1,376名)	53名増	(28名減)
全社（共通）	93名	(8名)	5名増	(0名)
合計	2,476名	(1,384名)	58名増	(28名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
562 (69) 名	5名増 (8名減)	44.0歳	12年2ヵ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	13,461
株式会社みずほ銀行	8,189

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 384,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 94,990,850株 |
| (3) 株主数 | 161,229名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,846,600株	15.04%
司 不 動 産 株 式 会 社	7,565,312	8.22
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	7,146,436	7.76
富 山 幹 太 郎	2,683,666	2.91
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,337,600	1.45
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,175,631	1.28
管 理 信 託 (富 山 章 江 口) 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	1,000,000	1.09
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	900,000	0.98
富 山 彰 夫	829,100	0.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCO UNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ 業務部)	722,004	0.78

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,921,662株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託口)(以下、「信託口」という。)が当社株式514,236株を所有しております。信託口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	富山 幹太郎	CEO
代表取締役社長	小島 一洋	COO
常務取締役	富山 彰夫	事業統括本部長
取締役（非常勤）	宇佐美 博之	株式会社タカラトミーアーツ代表取締役社長
取締役	三村 まり子	西村あさひ法律事務所オブカウンセル TANAKAホールディングス株式会社社外取締役 株式会社MICIN社外監査役 サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役
取締役	佐藤 文俊	アズビル株式会社社外取締役
取締役	殿村 真一	キャップジェミニ株式会社代表取締役会長 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役 大日コーポレーション株式会社社外取締役
取締役	伊能 美和子	株式会社ヤマノホールディングス社外取締役 株式会社学研ホールディングス社外取締役 株式会社ギフティ社外取締役
取締役	安江 令子	サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長 執行役員 ライオン株式会社社外取締役
常勤監査役	松木 元	
監査役	渡邊 浩一郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所所長 株式会社ジャムコ社外監査役 株式会社パロックジャパンリミテッド社外監査役
監査役	山口 祐二	RFP税務会計事務所 所長
監査役	西 理広	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 パートナー

- (注) 1. 取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡邊浩一郎氏、監査役山口祐二氏、監査役西理広氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松木元氏、監査役渡邊浩一郎氏、監査役山口祐二氏、監査役西理広氏は、以下のとおり財務及び会計並びに法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松木元氏は、株式会社タカラトミーアーツの取締役管理本部長として2012年6月から2018年6月まで、通算6年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事しておりました。
 - ・監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役山口祐二氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役西理広氏は、弁護士士の資格を有しております。
4. 当社は取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏、監査役渡邊浩一郎氏、監査役山口祐二氏、監査役西理広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に従って取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績や中長期的な企業価値の向上に連動し株主の皆様と価値を共有できる報酬体系としております。また、そのような報酬体系構築の観点から、報酬委員会にて本基本方針を草案した上、取締役会にて決議しております。具体的には、業務執行取締役は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての現金賞与と非金銭報酬としての株式報酬により構成され、株主総会の決議により設定された限度額の範囲内で支払われます。監査機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支払うこととしています。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(イ) 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責に応じて他社水準等を総合的に勘案して決定するものとしています。

(ウ) 業績連動報酬並びに非金銭報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標 (KPI) を反映した現金報酬として、各事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益に一定の料率を乗じ、連結経常利益の達成度合いに応じ算出された額を現金賞与として

毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。業績連動報酬の額の算定に係る当事業年度を含む連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の推移は26頁記載の直近3事業年度の財産及び損益の状況の推移のとおりです。非金銭報酬は、当社第70回定時株主総会において承認されました信託を用いた業績連動型株式報酬制度を2021年度より導入しております。当該制度は非金銭報酬であると共に業績連動報酬に該当します。その概要は以下のとおりです。

当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。2021年度から3事業年度を当初対象事業年度とし、該当事業年度の連結自己資本利益率（ROE）を業績指標（KPI）としています。2021年度のROEは、12.3%でした。当社から本信託への拠出上限額（3事業年度分）は600百万円となります。当該制度の対象となる各取締役に交付されるポイント数が定められており、役位及びKPIの達成度を考慮して0から200%の範囲内で変動します。ポイントは毎事業年度毎に交付され1ポイント＝1株として当社株式が付与されます。取締役に付与されるポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。付与された株式は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進める観点から付与後3年間の譲渡制限期間を設定しています（期間経過前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します）。

(工) 報酬等の構成

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、市場の報酬水準を踏まえ、上記の基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の基本方針に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会は報酬委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別、且つ個人別の報酬の内容にて決定しています。報酬等の種類別の割合は、業績連動報酬により変動するものとしています。また、役位毎に種類別のウエイトは設定していません。

(オ) 報酬等の決定に関する手続き

個人別の報酬額、内容については、報酬委員会にて審議・答申し取締役会にて決議するものとしています。報酬委員会は、社外取締役を議長とし、構成員は議長含め計5名となりますが、ガバナンス担当の社内取締役1名を除き、他全員が独立役員である社外取締役及び社外監査役であり、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		業績非連動報酬	
			基本報酬	役員賞与		
取締役 (社外取締役を除く)	234	130	71	32	0	6
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	-	-	-	1
社外役員	社外取締役	45	-	-	-	6
	社外監査役	26	-	-	-	5
計	325	220	71	32	0	18

- (注) 1. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であります。上表には、2022年6月22日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外取締役1名並びに社外監査役2名を含んでおります。
3. 取締役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬（役員向け株式交付信託）の報酬額は、2021年6月23日開催の第70回定時株主総会において、対象期間である2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの約3年間に於いて、対象となる取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。上記の業績連動報酬等の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
5. 取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2015年6月24日開催の第64回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
6. 監査役報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
7. 上記のほか、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、当事業年度中に退任した社外取締役1名に対し0百万円、社外監査役2名に対し16百万円の役員退職慰労金を支給しております。（当該役員退職慰労金は、過年度の事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として、取締役及び監査役の報酬等の総額に含めたものであります。）

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三村まり子氏は、西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役殿村真一氏は、キャップジェミニ株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役社長執行役員であります。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、渡邊浩一郎公認会計士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役山口祐二氏は、RFP税務会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役西理広氏は、クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業パートナーであります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三村まり子氏は、TANAKAホールディングス株式会社の社外取締役であり、株式会社MICINの社外監査役、サントリー食品インターナショナル株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤文俊氏は、アズビル株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役殿村真一氏は、縄文アソシエイツ株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には人材紹介業務について取引があります。また、同氏は大日コーポレーション株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊能美和子氏は、株式会社ヤマノホールディングス、株式会社学研ホールディングス、株式会社ギフトの社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役安江令子氏は、ライオン株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、株式会社ジャムコ、株式会社バロックジャパンリミテッドの社外監査役であります。当社と兼任先の間には特別な関係はありません。

- ③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について
該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役三村まり子	17回	100%	－	－
取締役佐藤文俊	16	94.1	－	－
取締役殿村真一	17	100	－	－
取締役伊能美和子	17	100	－	－
取締役安江令子	16	94.1	－	－
監査役渡邊浩一郎	17	100	13回	92.9%
監査役山口祐二	12	100	10	100
監査役西理広	12	100	10	100

b. 活動の状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役三村まり子氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、コーポレートガバナンス及び女性活躍、ダイバーシティの観点から積極的発言を行っております。
- ・取締役佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識をもとに、主にコンプライアンス及びリスクマネジメントに関して積極的発言を行っております。
- ・取締役殿村真一氏は、事業運営及び企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、主にIT分野及び事業運営に関して、積極的な発言を行っております。
- ・取締役伊能美和子氏は、企業内起業家及び企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、事業運営及び異業種協業に関して、積極的な発言を行っております。

- ・取締役安江令子氏は、ICT分野の技術的知見及び企業経営者として国際ビジネスの豊富な経験と知識をもとに、国際的な企業経営及びDXの観点から積極的な発言を行っております。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役山口祐二氏は、税理士としての税務業務、会計監査のサポート業務における豊富な経験、海外現地事務所での海外業務における豊富な知識を生かし、監査の実効性を高めるための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役西理広氏は、弁護士としての企業法務全般の専門的な知識、海外での国際取引や事業展開における豊富な経験を生かし、監査の実効性を高めるための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに管理職等の従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 報酬等の額

	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	114百万円	-
連結子会社	-	-

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子どもたちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代間を超えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
こどもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために

わたしたちは、新しい遊びの価値を創造します」

昨今、外部環境が著しく変化し、消費者の購買行動が変容する中、創業理念、企業理念を礎とし、新しくビジョンとして

「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」

を掲げ、事業の軸の基点を「おもちゃ発」から「アソビ発」として、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）を目指し、変革を図ってまいります。

これらの創業理念、企業理念、ビジョンの実現に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものと考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子どもたちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念、企業理念やビジョン、当社及び当社グループの企業価値については株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み

当社グループは、創業理念、企業理念を礎としたビジョン「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」を目指して、2024年の“創業100周年”に向け中期経営計画を策定いたしました。2022年3月期から2024年3月期のこの3年間で「グローバルで強みを活かした Sustainable Growth（持続的成長）実現に向けた基盤整備を行うこと」を中期基本方針とし、以下の全社戦略を進めてまいります。

1. 「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略
2. 日本を基点としたヒット商品の創出
3. I P 投資の継続でグローバル成長に備える
4. アソビをキーとした新規事業の立ち上げ
5. バリューチェーンへのDX活用による新しい価値創造
6. サステナビリティ・CSRの取組み

社長直轄組織「サステナビリティ推進室」を起点に、持続可能な社会と当社グループの成長の両立を目指し、企業倫理の醸成やKPIを設定したSDGsへの取組み等、社会環境の変化に即した対応を目指してまいります。

②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役9名のうち5名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。

また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリーコミッティ」及び、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミッティ」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役及び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、2022年6月22日開催の当社第71回定時株主総会において株主の皆様への承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を原則当社取締役会が対象買付者に対して本必要情報のリストを提示した日から60日以内（延長上限30日間）に当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができる）以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。

⑥ 対抗措置を発動する場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2022年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様へ適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入及び継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効及び継続について株主の皆様のご意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様のご意思に係らしめられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様のご意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	111,664	流動負債	53,056
現金及び預金	66,455	支払手形及び買掛金	9,213
受取手形	779	短期借入金	10,043
売掛金	20,125	1年内返済予定の長期借入金	8,901
商品及び製品	16,694	リース債務	3,198
仕掛品	730	未払金	7,276
原材料及び貯蔵品	1,100	未払費用	8,058
その他	5,972	未払法人税等	1,562
貸倒引当金	△194	製品保証引当金	245
固定資産	47,854	役員賞与引当金	139
有形固定資産	15,638	役員株式給付引当金	47
建物及び構築物	3,325	株式給付引当金	41
機械装置及び運搬具	492	その他	4,328
工具、器具及び備品	985	固定負債	19,295
土地	3,933	長期借入金	10,177
リース資産	3,561	リース債務	3,669
使用権資産	2,916	繰延税金負債	431
建設仮勘定	423	再評価に係る繰延税金負債	472
無形固定資産	25,731	退職給付に係る負債	2,597
のれん	15,616	役員退職慰労引当金	214
商標利用権	3,935	製品自主回収引当金	186
その他	6,179	その他	1,546
投資その他の資産	6,485	負債合計	72,352
投資有価証券	2,979	純資産の部	
繰延税金資産	1,483	株主資本	68,112
その他	2,033	資本金	3,459
貸倒引当金	△10	資本剰余金	8,147
資産合計	159,519	利益剰余金	60,092
		自己株式	△3,587
		その他の包括利益累計額	18,900
		その他有価証券評価差額金	1,317
		繰延ヘッジ損益	680
		土地再評価差額金	624
		為替換算調整勘定	16,712
		退職給付に係る調整累計額	△433
		新株予約権	154
		純資産合計	87,167
		負債純資産合計	159,519

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	187,297
売上原価	114,948
売上総利益	72,348
販売費及び一般管理費	59,229
営業利益	13,119
営業外収益	579
受取利息及び配当金	195
受取賃貸料	151
感染拡大防止協力金	0
その他	231
営業外費用	1,654
支払利息	612
為替差損	688
貸与資産経費	31
製品自主回収引当金繰入額	174
その他	147
経常利益	12,043
特別利益	61
固定資産売却益	6
新株予約権戻入益	54
特別損失	462
減損損失	15
新型コロナウイルス感染症による損失	32
事業構造改善費用	147
事業撤退損	260
その他	6
税金等調整前当期純利益	11,642
法人税、住民税及び事業税	3,839
法人税等調整額	△511
当期純利益	8,314
親会社株主に帰属する当期純利益	8,314

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	67,085	流動負債	43,052
現金及び預金	51,348	支払手形	25
売掛金	7,930	買掛金	2,567
商品及び製品	3,548	短期借入金	22,372
仕掛品	150	1年内返済予定の長期借入金	8,901
原材料及び貯蔵品	499	リース債務	1,758
前渡金	0	未払金	4,247
前払費用	1,065	未払費用	2,154
短期貸付金	150	未払法人税等	413
未収入金	939	役員賞与引当金	71
その他の他	1,462	役員株式給付引当金	32
貸倒引当金	△9	株式給付引当金	4
固定資産	44,651	その他	502
有形固定資産	8,242	固定負債	19,258
建物	2,347	長期借入金	10,177
構築物	38	リース債務	712
機械及び装置	17	繰延税金負債	41
車両運搬具	1	再評価に係る繰延税金負債	472
工具、器具及び備品	65	退職給付引当金	922
土地	3,330	債務保証損失引当金	6,345
リース資産	2,442	長期預り保証金	20
無形固定資産	487	資産除去債務	223
借地権	25	製品自主回収引当金	106
ソフトウェア	347	その他	238
その他の他	114	負債合計	62,311
投資その他の資産	35,922	純資産の部	
投資有価証券	2,539	株主資本	46,856
関係会社株式	33,125	資本金	3,459
出資金	49	資本剰余金	8,486
長期貸付金	2,192	資本準備金	6,050
長期前払費用	47	その他資本剰余金	2,435
その他の他	159	利益剰余金	38,498
貸倒引当金	△2,192	利益準備金	747
資産合計	111,737	その他利益剰余金	37,751
		固定資産圧縮積立金	101
		国庫補助金圧縮積立金	0
		別途積立金	12,600
		繰越利益剰余金	25,049
		自己株式	△3,587
		評価・換算差額等	2,415
		その他有価証券評価差額金	1,302
		繰延ヘッジ損益	487
		土地再評価差額金	624
		新株予約権	154
		純資産合計	49,426
		負債純資産合計	111,737

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	81,920
売上原価	55,636
売上総利益	26,283
販売費及び一般管理費	21,102
営業利益	5,181
営業外収益	5,479
受取利息及び配当金	4,972
受取賃貸料	291
受取手数料	109
その他の	105
営業外費用	1,164
支払利息	684
貸与資産経費	126
為替差損	258
その他の	94
経常利益	9,496
特別利益	54
新株予約権戻入益	54
特別損失	1,646
減損損	1
債務保証損失引当金繰入額	1,307
貸倒引当金繰入額	76
事業撤退損	260
その他の	0
税引前当期純利益	7,905
法人税、住民税及び事業税	1,348
法人税等調整額	△132
当期純利益	6,688

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 濱田 環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 濱田 環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月18日開催の取締役会においてTOMY UK Co.,Ltd.に対して増資を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

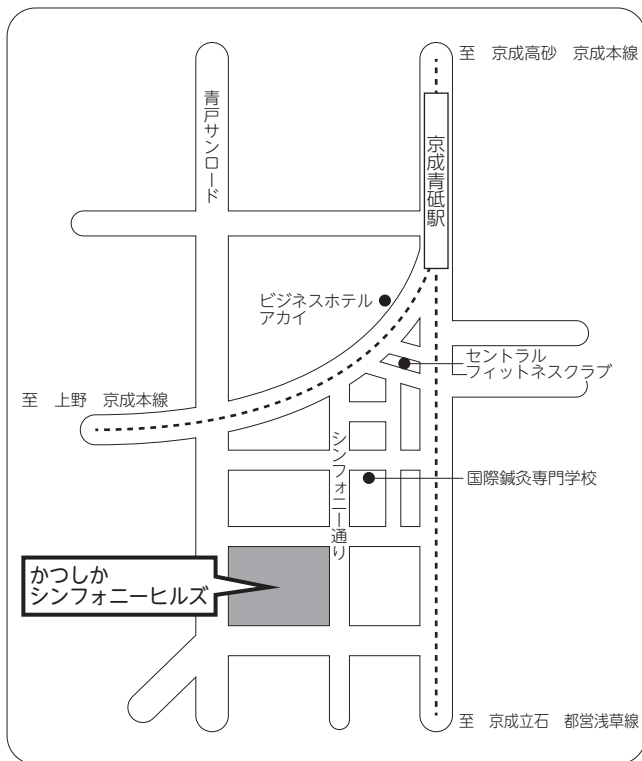
2023年5月15日

株式会社タカラトミー 監査役会
常勤監査役 松 木 元 ㊟
監査役(社外監査役) 渡 邊 浩一郎 ㊟
監査役(社外監査役) 山 口 祐 二 ㊟
監査役(社外監査役) 西 理 広 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール



交通のご案内

電車●京成青砥^{あおと}駅下車徒歩約7分

バス●JR亀有駅からJR新小岩駅行約15分、新小岩駅から亀有駅行約20分、文化会館かつしかシンフォニーヒルズ下車すぐ
(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

